



東労発基 1111 第 8 号  
令和 6 年 11 月 11 日

一般社団法人 東京建設業協会  
会長 殿

東京労働局長



### 令和 6 年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間の実施について

平素より、東京労働局の行政運営、とりわけ労働安全衛生行政の推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

東京労働局におきましては、第 14 次東京労働局労働災害防止計画（令和 5 年度からの 5 か年計画）に基づき、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」」をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有し、労働災害の防止に向けた取組を推進しております。

また、東京労働局管内における令和 6 年 9 月末日時点における労働災害発生状況は、死亡者数 25 人（前年同期比 -3 人）、休業 4 日以上の死傷者数 7,398 人（前年同期比 +184 人）となっており、死亡者数は前年より下回っているものの死傷者数は増加しており、憂慮すべき状況となっていることから目標達成に向け更なる労働災害防止の取組が求められています。

このような状況を踏まえ、慌ただしくなる年末・年始をとらえ、労働災害防止活動の活性化及び労働災害の防止を目的とした「令和 6 年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、都内各事業場の安全衛生気運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとします。

つきましては、本強調期間の趣旨を御理解いただき、別添要綱による取組に御協力賜りますようお願いいたします。



# 令和6年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間実施要綱

令和 6 年 12 月  
東京労働局

## 1 趣旨

東京労働局では、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、「令和6年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、都内各事業場の安全衛生気運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとする。

令和5年の死亡災害は46人（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。）と前年比で9人減少したものの、休業4日以上の死傷災害（以下「死傷災害」という。）が11,394人と前年比592人の増加となった。

令和6年9月末現在の死亡災害は前年から3人減少したものの25人の尊い命が失われたところである。また、死傷災害についても、業種横断的に「転倒」や腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」といった人の作業行動に起因する災害（以下「行動災害」という。）が増加傾向にある。

さらに、労働衛生の分野では、化学物質による労働災害防止のための新たな規制が本年4月から導入され、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理が強化されたことから改正を踏まえた対応が求められる。

そのため、本強調期間では、特に、死亡や重篤な労働災害が多発傾向にある建設業について、労働災害防止対策の推進を強化するとともに、化学物質管理や業種横断的に行動災害の防止対策の推進を強化する。

## 2 取組期間

令和6年12月1日（日）～令和7年1月31日（金）

## 3 実施事項等

各労働災害防止団体が年末・年始における労働災害防止に向けて行う取組、無災害運動等に加え、以下の事項を積極的に実施することとする。

### （1）行政による重点実施事項

- ① 「Safe Work」のロゴマークの活用による労働災害防止の気運の醸成及び各事業場へのロゴマークの活用勧奨
- ② 労働局及び労働基準監督署幹部による事業場に対する集中パトロール
- ③ 労働基準監督署による集中的な建設現場指導
- ④ 災害多発業種等に対する講習会などを通じた労働災害防止指導の強化
- ⑤ 各関係団体主催の会合等を通じた経営トップに対する要請
- ⑥ 行動災害防止に向けた啓発資料等の作成、発信
- ⑦ 化学物質管理に関する講習会などを通じた改正法令の周知
- ⑧ 各事業場における安全衛生宣言活動の推進
- ⑨ 労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施依頼

## (2) 各関係団体、各事業者による重点実施事項

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の気運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロール
- ④ 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑤ 墜落・転落災害、行動災害防止を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
- ⑥ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑦ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑧ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑨ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑩ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

令和6年度

# 年末・年始セーフワーク Safe Work 推進強調期間

年末年始における死亡災害の撲滅を目指し、建設現場に対して集中パトロールを実施します！

期間 令和6年12月1日（日）～令和7年1月31日（金）

死亡災害では、依然として建設業が最多（令和6年9月末日現在11人。全業種25人の約半数。）であることから、集中的な建設現場の指導を実施します。



安全衛生管理活動の「4K」の徹底をお願いします！

## ～皆様へのお願い～

- ①年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ②事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することによる労働災害防止の気運の醸成
- ③各関係団体幹部、各事業場の経営トップによるパトロールの実施
- ④安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑤墜落・転落災害、行動災害防止を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
- ⑥各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑦化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑧積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑨大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑩その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



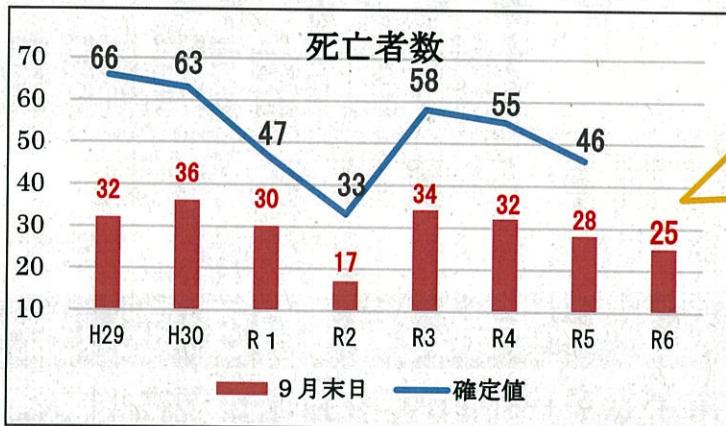
東京労働局・労働基準監督署

(2024.11)

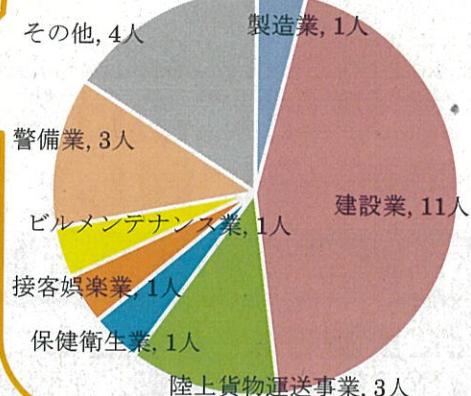
## 令和6年（9月末日現在）の東京労働局管内の労働災害発生状況

### 死亡者数（25人 新型コロナ感染症り患者を除く）

- ・製造業1人、建設業11人、陸上貨物運送事業3人、ビルメンテナンス業1人、警備業3人など。
- ・事故の型では「墜落、転落」が最も多く6人死亡。

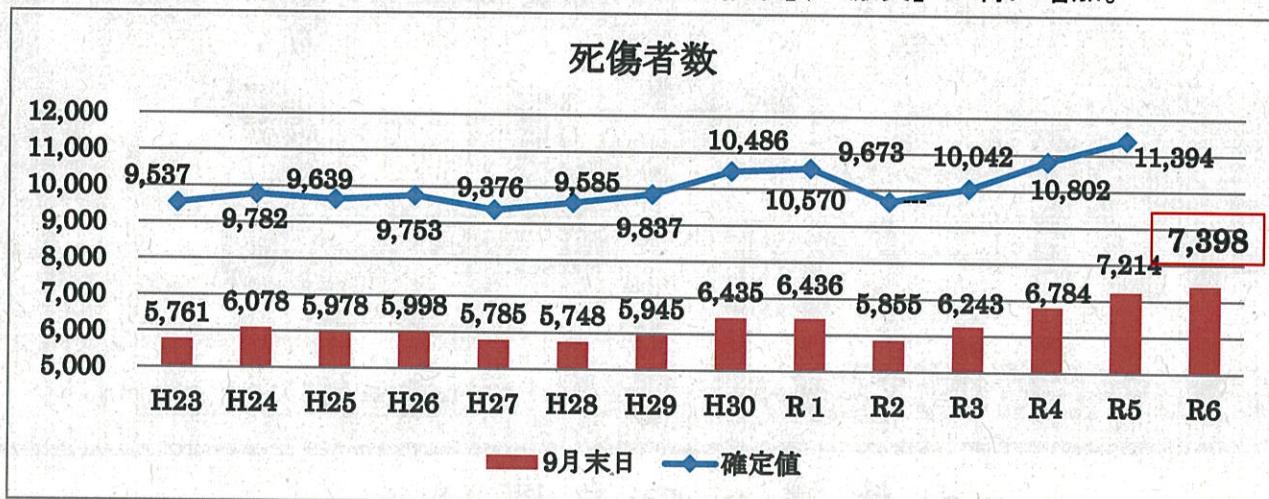


業種別死亡者数(令和6年9月末：内訳)



### 死傷者数（7,398人。新型コロナ感染症り患者を除く。）

- ・前年同期を上回っており、**年間1万人を超えるおそれ**。
- ・前年同期に比べ、運輸交通業、小売業、飲食店、ビルメンテナンス業において増加している。
- ・事故の型では「踏み抜き」、「高温・低温の物との接触」、「激突」が特に増加。

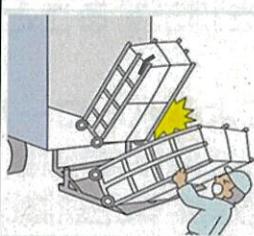


### 年末・年始に発生した災害事例

#### 小売業

(年齢：60歳代)

トラックから台車を降ろす際、台車が倒れかかってきて、肩を強打したものの。（休業1ヶ月）



#### 建設業

(年齢：50歳代)

ユニック車で資材を搬出する際、吊り荷の下に入り、骨折した。（休業3ヶ月）



#### ビルメンテナンス業

(年齢：40歳代)

外壁の窓を脚立を使用して清掃していた際、バランスを崩し転落したもの。（休業1ヶ月）



#### 食料品製造業

(年齢：30歳代)

フライヤーで揚げ物をしている際、油が目に跳ねて負傷した。（休業1ヶ月）



出典：災害事例は労働者死傷病報告、挿入絵は職場のあんぜんサイトより（一部加工）

労働災害発生状況、労働災害防止に関するパンフレット等は東京労働局ホームページをご覧ください。